

一般社団法人整形外科リハビリテーション学会 定款

第1章 総 則

第1条(名 称)

当法人は、一般社団法人整形外科リハビリテーション学会(The Society for Rehabilitation of Orthopaedics)と称する。

第2条(事務所)

当法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

第3条(目的及び事業)

当法人は、整形外科リハビリテーションに関する科学的原理の蓄積、技術の研鑽及び向上に努め、会員等に対して理学療法学、作業療法学の向上を寄与することを目的とし、その目的に資するために、次の事業を行う。

1. 主に会員対象の学術集会、定例会、講演会等の開催
2. 会員に対して機関誌「整形外科リハビリテーション学会誌」の発刊
3. 主に会員対象の技術講習会の開催
4. 内外の関連学術団体との連絡及び提携
5. 会員に対して優秀な成績の表彰
6. 人材育成プランに基づく指導員の認定
7. その他、本条の目的を達成するために必要な事業

第4条(公告の方法)

当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 会 員

第5条(会員、入会及び種別)

当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- 2 当法人の会員となるためには、当法人所定の申込様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。
- 3 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって法律上の社員とする。

- (1) 正会員 理学療法士・作業療法士・柔道整復師・鍼灸マッサージ師・医師等の資格を取得している者のいずれかであり、当法人の目的に賛同して入会した者。又は、細則に基づき理事会で承認されたその他の者。
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者。

第6条(会費等)

正会員は、社員総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 既に納入した入会金及び会費は返還しない。

第7条(会員資格の喪失)

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費等を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

2 会員は、前項の資格を喪失したときは退会するものとする。

第8条(退 会)

正会員及び賛助会員は、いつでも退会することができる。

第9条(除 名)

当法人の会員が法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反するなど正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

第10条(会員名簿)

当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第4章 社員総会

第11条(構成)

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

第12条(権限)

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額
- (4)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5)定款の変更
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

第13条(開催)

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

- 2 社員総会の開催地につき、主たる事務所または学術集会および研修会等の開催場所において開催することができる。

第14条(招集)

定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。理事の全員に事故があるときはあらかじめ理事会が定めた社員がこれに代わる。
- 3 社員総会を招集するには、会日より2週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。
- 4 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使を認める場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。
- 5 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

第 15 条(議 長)

社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定める順位により、他の理事がこれに代わるものとする。理事の全員に事故があるときは出席社員中より選任された者がこれに代わる。

第 16 条(決議の方法)

社員総会の決議は、一般法人法第 49 条第 2 項に規定する事項又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の 3 分の 1 以上を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

第 17 条(社員総会の決議の省略)

社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的方法によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第 18 条(議決権の代理行使)

社員又はその法定代理人は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

第 19 条(社員総会議事録)

社員総会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名若しくは記名押印又は電子署名をして 10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第 5 章 社員総会以外の機関

第 20 条(社員総会以外の機関)

当法人には、理事会及び監事を置く。

第 21 条(理事及び監事の員数)

当法人には、理事を 20 名以内及び監事 3 名以内を置く。

2 理事のうち、1 名を代表理事とし、必要に応じて副代表理事及び常務理事を若干名置くことができる。

第 22 条(理事・監事・代表理事・副代表理事及び常務理事の選任)

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、総社員の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。
- 3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。
- 4 副代表理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表副理事をもって副会長とする。
- 5 監事は、当法人又はその子法人の理事及び使用人を兼ねることはできない。
- 6 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別な関係のある者を含む。)の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 7 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

第23条(理事の職務及び権限)

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

第24条(監事の職務及び権限)

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第25条(理事及び監事の任期)

理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残任期間

と同一とする。

- 5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 21 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任によって退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第 26 条(理事及び監事の報酬等)

理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第 27 条(取引の制限)

理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2)自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3)当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第 28 条(理事等の責任免除等)

当法人は、法令の定める要件を満たす場合は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任を、法令が規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

- 2 当法人は、法令の定める要件を満たす場合は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、理事(業務執行理事又は当法人の使用人でない者に限る)又は監事との間で、任務を怠ったことによる同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、金 100 万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 理 事 会

第 29 条(構 成)

当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第 30 条(権 限)

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1)業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)代表理事の選定及び解職
- (4)副代表理事及び常務理事の選定及び解職

第31条(招 集)

理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- 3 理事会の開催方法として、電話会議やテレビ会議のように各理事の音声即時に伝わる方法で相互に十分な議論がおこなえる場合は、理事会開催地が物理的に同一の場所である必要はないものとする。
- 4 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

第32条(議 長)

理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定める順序により、他の理事がこれに代わるものとする。

第33条(理事会の決議)

理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第34条(報告の省略)

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

第35条(理事会議事録)

理事会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長(会長に事故若しくは支障があるときは出席理事)及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

第36条(理事会規則)

理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款の定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第7章 基金

第37条(基金の拠出等)

当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第8章 計算

第38条(事業年度)

当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

第39条(事業計画及び収支予算)

当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第40条(事業報告及び決算)

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号の書類については、承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書(正味財産増減計算書)

(5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第41条(剰余金の不分配)

当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

第42条(定款の変更)

この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

第43条(解 散)

当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1)社員総会の決議
- (2)法人の合併
- (3)社員が欠けたとき
- (4)法人の破産手続開始決定
- (5)解散を命ずる裁判

第44条(法人の継続)

前条第1号の事由によって解散した場合においては、社員総会の決議をもって法人を継続することができる。

第45条(残余財産の帰属)

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方自治団体に贈与するものとする。

第10章 附 則

第46条(最初の事業年度)

当法人の第1期事業年度は、当法人の設立の日から令和5年9月30日までとする。

第47条(設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事の氏名及び住所)

当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事の氏名及び住所は次の通りである。

愛知県長久手市五合池1203番地2T3ハイム102号

設立時理事 岸 田 敏 嗣

名古屋市緑区太子二丁目48番地

設立時理事 鵜 飼 建 志

茨城県土浦市真鍋新町1番22-302号 アルモニー新町

設立時理事 橋 本 貴 幸

三重県桑名市大字東方 1362 番地

設立時理事 松 本 正 知

名古屋市守山区翠松園三丁目 321 番地の 2

設立時理事 山 本 昌 樹

愛知県一宮市木曾川町里小牧字東川田 84 番地 3

設立時理事 赤 羽 根 良 和

名古屋市天白区海老山町 2409 番地の 2

設立時理事 岡 西 尚 人

岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣 1668 番地 1

設立時理事 中 宿 伸 哉

京都市北区小山下内河原町 45 番地 2

設立時理事 小 野 志 操

愛知県長久手市五合池 1203 番地 2T3 ハイム 102 号

設立時代表理事 岸 田 敏 嗣

三重県伊賀市桐ヶ丘一丁目 166 番地

設立時監事 森 統 子

三重県四日市市川島町 6200 番地 196

設立時監事 村 瀬 代 里 子

第 48 条(設立時社員の氏名及び住所)

設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次の通りである。

愛知県長久手市五合池 1203 番地 2T3 ハイム 102 号

設立時社員 岸 田 敏 嗣

名古屋市緑区太子二丁目 48 番地

設立時社員 鵜 飼 建 志

茨城県土浦市真鍋新町 1 番 22-302 号 アルモニー新町

設立時社員 橋 本 貴 幸

三重県桑名市大字東方 1362 番地

設立時社員 松 本 正 知

名古屋市守山区翠松園三丁目 321 番地の 2

設立時社員 山 本 昌 樹

愛知県一宮市木曾川町里小牧字東川田 84 番地 3

設立時社員 赤 羽 根 良 和

名古屋市天白区海老山町 2409 番地の 2

設立時社員 岡 西 尚 人
岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣 1668 番地 1
設立時社員 中 宿 伸 哉
京都市北区小山下内河原町 45 番地 2
設立時社員 小 野 志 操

第 49 条(定款に定めのない事項)

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人整形外科リハビリテーション学会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員全員がこれに記名捺印する。

令和 5 年 8 月 10 日

愛知県長久手市五合池 1203 番地 2T3 ハイム 102 号

設立時社員 岸 田 敏 嗣

名古屋市緑区太子二丁目 48 番地

設立時社員 鵜 飼 建 志

茨城県土浦市真鍋新町 1 番 22-302 号 アルモニー新町

設立時社員 橋 本 貴 幸

三重県桑名市大字東方 1362 番地

設立時社員 松 本 正 知

名古屋市守山区翠松園三丁目 321 番地の 2

設立時社員 山 本 昌 樹

愛知県一宮市木曾川町里小牧字東川田 84 番地 3

設立時社員 赤 羽 根 良 和

名古屋市天白区海老山町 2409 番地の 2

設立時社員 岡 西 尚 人

岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣 1668 番地 1

設立時社員 中 宿 伸 哉

京都市北区小山下内河原町 45 番地 2

設立時社員 小 野 志 操